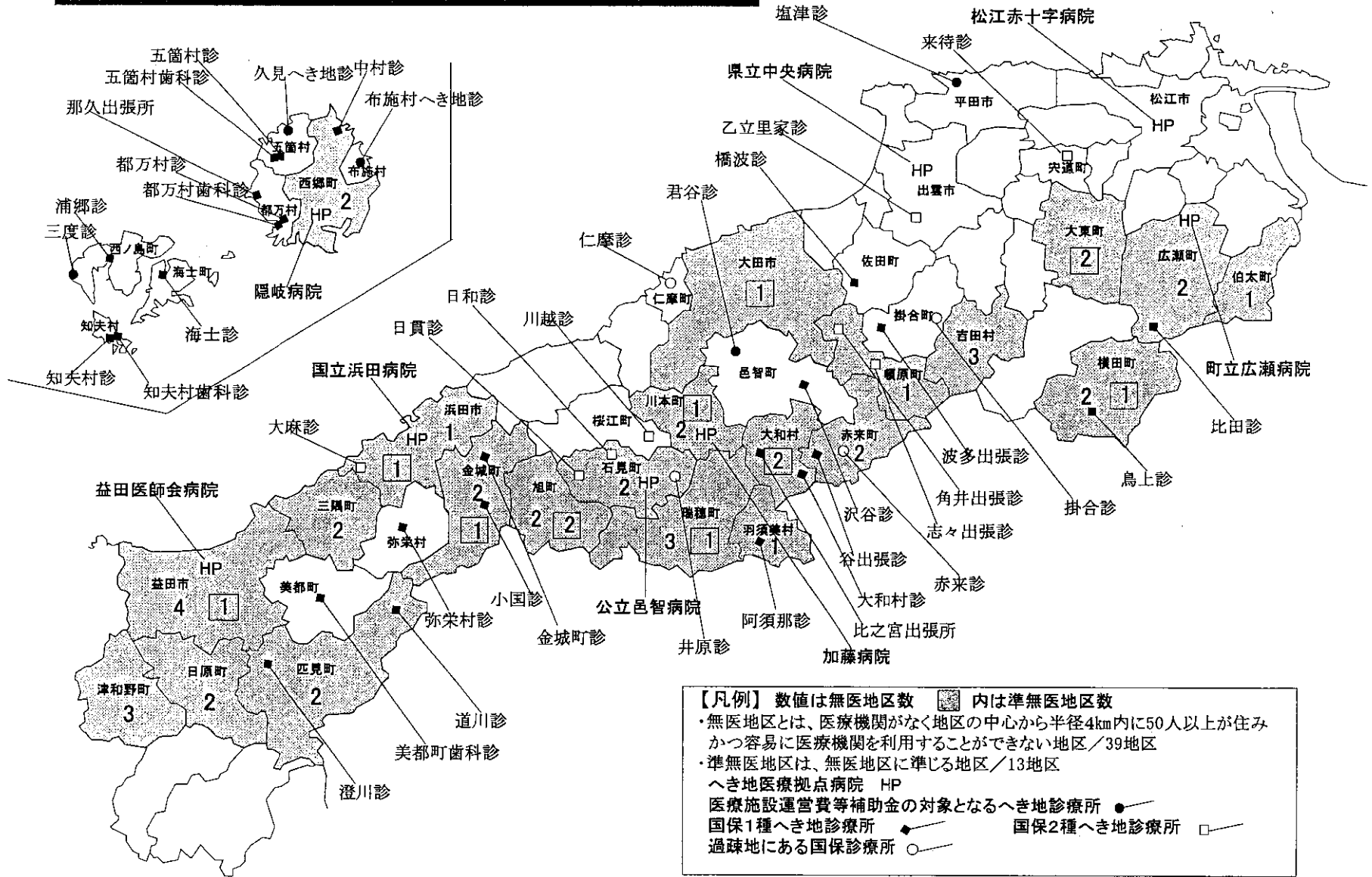


無医地区 & へき地診療所



平成15年7月現在

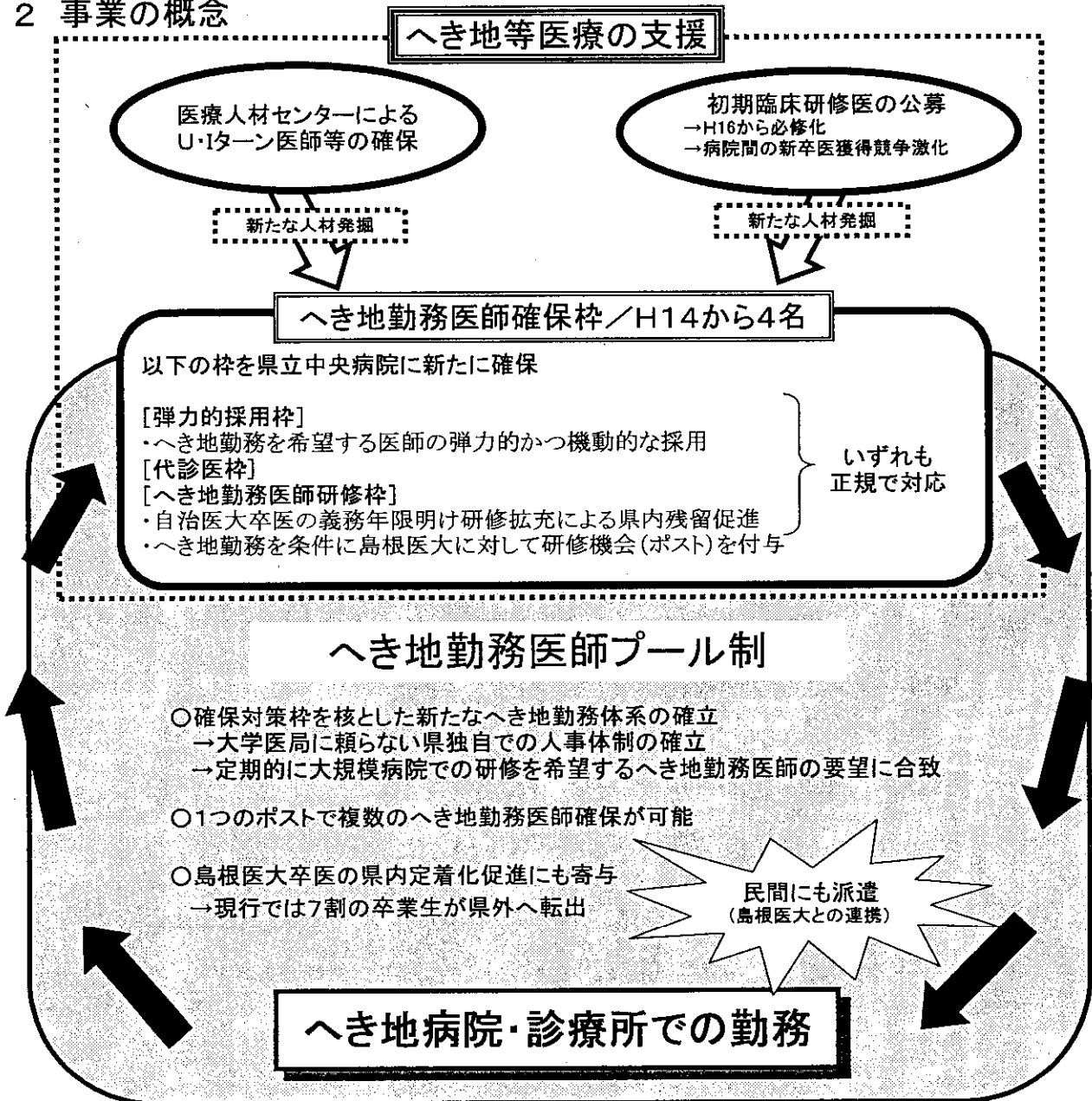
島根県のへき地勤務医師プール制

1 制度の目的

県として直接医師不足を解消できる人員を配置

本県最大の医師供給源である島根医大との連携

2 事業の概念



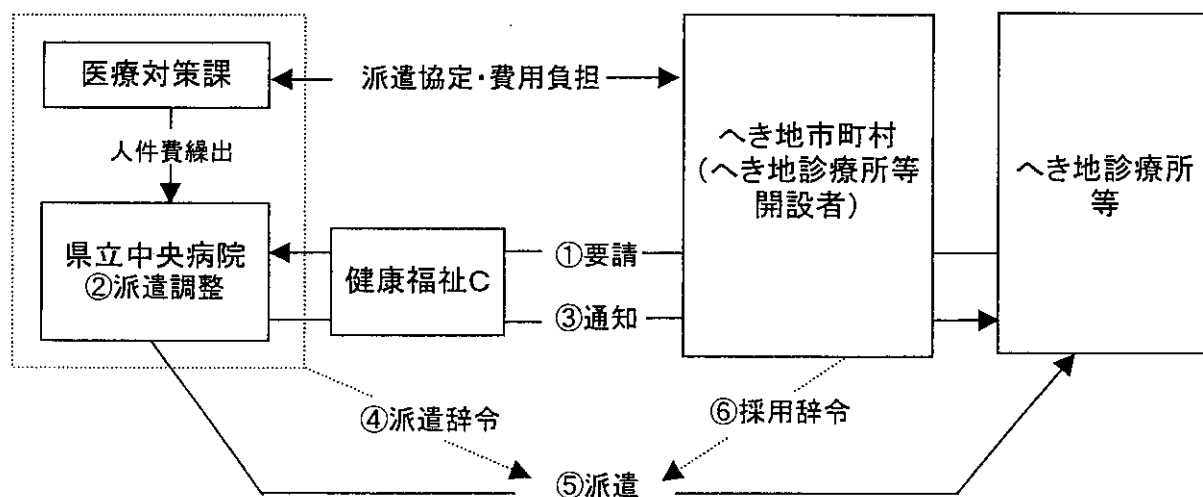
島根県のへき地代診医派遣制度

1 概要

へき地診療所等に勤務する医師の不在時に代わって診療するため、県立中央病院から医師を派遣し、代診業務を行なうもの。

派遣事由	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次の事由により、医師が不在となる場合であって、ブロック制による対応が困難な場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学会、研修会等 ・ 休暇 ・ 他の医療機関等での研修 ・ その他知事が特に必要と認める事項
派遣対象医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ■ へき地診療所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎町村ある公立診療所 ・ 非過疎市町村にある公立診療所で、医師がいなければ、その地区が無医地区(準無医地区も含む)になるもの ■ ブロック制を実施している公立病院
代診業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 無床診療所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日日勤帯 ■ 有床診療所、病院 <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間、休日対応も含む <p>※ いずれの場合も、学校医、産業医、予防接種等是对応しない</p>
派遣期間	中央病院における医師の配置や業務状況を考慮した上で決定
派遣要請	1ヶ月前に申請
派遣形態	地方自治法第252条の17に基づく派遣で、島根県へき地代診医派遣制度実施要領により実施
給与・手当	派遣医師の業務従事日数分の負担額を要請元が負担 (派遣医師給与の日割実負担額 概ね日勤帯勤務で1日4～5万円)
旅費等	旅費等実費を要請元が負担(要請元の旅費規程により)

2 手続の流れ



島根県のへき地医療奨学金貸与制度

1 制度の目的

今後さらに深刻化することが予想されるへき地勤務医師を確保するために、長期的展望に立った布石を打つこととし、なかでも島根大医学部の卒業医ができるだけ多く県内に定着するよう促進する。

2 奨学金の対象

島根大医学部在学者（大学・大学院）等で卒業後、県内でへき地医療に携わる意思のある者

3 奨学金の概要

貸与対象	大 学 生	大 学 院 生
貸与者数	3名程度	2名程度
募集等	大学からの推薦をもとに小論文と面接で合否を決定	
貸与期間	最大6年間	最大4年間
貸与額	入学金相当額 282千円 月額 100千円 （授業料相当額 41,400円） （修学費相当額 60,000円） 合計 7,482千円/人	入学金相当額 282千円 月額 150千円 （授業料相当額 41,400円） （修学費相当額 110,000円） 合計 7,482千円/人
返還猶予	卒後、貸与年数の2倍の期間に初期臨床研修期間の2年間を加えた期間内 (例)貸与期間6年間(1年次から貸与) →6年間×2+2年間=14年間	修了後、貸与期間の2倍の期間内 (例)貸与期間4年間 →4年間×2=8年間
返還免除	<ul style="list-style-type: none"> ・上記返還猶予期間内に、県が指定する医療機関(へき地等)で貸与期間と同期間勤務した場合、貸与額及び利息相当額を免除 ・ただし、貸与期間の1/2以上へき地等で勤務した場合は、当該期間の2/2相当の貸与額及び貸与額全額に係る利息相当額を免除 ・公務傷病・死亡等 	
返還額	返還事由発生翌月末までに貸与額+利息を一括返還 [返還事由] 辞退、貸与目的不達成等 [返還利息] 10% [延滞利息] 年15%	
その他	自治医大学生との合同研修を積極的に行う等の方法により、在学中に継続的かつ体系的に「へき地医療」への動機づけを行う。	

医療人材センターについて

医療対策課

1 役割 新たなへき地医療体制を確立し、へき地勤務医師等医療従事者の不足に対応するため、本人の承諾を得た上で島根県に縁がある医師を登録し、島根県の医療情報等を提供しつつ交流を行う。そうした動きを継続することにより、U・Iターンの気運を醸成する。

2 事業 **登録**

- ① 島根県に関係する医師等医療従事者をリストに登録し、データベースの構築を行う。
- ② 大学医学部入学者に対して、教育委員会を通じて学校から登録申込書を渡し、登録者を募集する。
- ③ 県内外の退職医師に対して、地域医療支援や地域医療アドバイザーとして登録してもらい、地域医療への適切な指導等を行う。

情報提供

情報交換登録者に対して島根の医療事情の提供を行い、定期的な情報交換を図る（情報紙の発行、交流会の開催）。

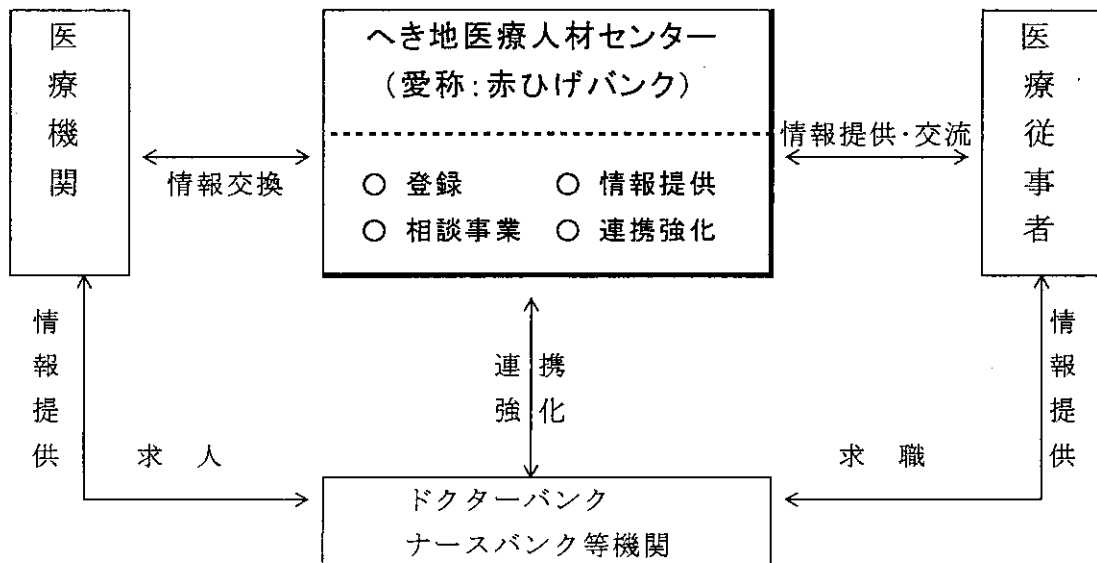
相談事業

登録者から相談があれば適宜医療人材センターで応じる。

連携強化

ドクターバンク、ナースバンクとの連携を強化し、U・Iターンを希望する登録者を的確にバンク登録へ誘導する。

3 イメージ



* 過疎地で働いてくださる医師を募集します *

求む！現代の赤ひげ先生

島根県健康福祉部医療対策課



島根県では総合的にへき地医療を支援していく緊急へき地等医療支援対策を始めました。中山間地や離島といったへき地では、無医地区があったり、開業される医師が高齢となり後継者がいないなど大きな問題をかかえています。

どこに住む人であろうと安心して生活するためには医療の確保は重要です。島根県では様々な医療支援に取り組み、代診医の派遣、遠隔医療システム、ドクターヘリなど、地域の医師と住民をサポートする仕組みをすでに始動させています。

さらに一歩進めた緊急対策を展開するにあたり、私たちはへき地医療にかかわる意志のある方、興味をもたれる医師を広く求めます。

へき地って？

●交通条件及び自然的、経済的、社会的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域のうち、医療の確保が困難である地域を意味します●



医療人材センター(医療対策課内)では、インターネットや口コミを通じてリタイヤドクターやIターン希望医師の登録の受け付けを始めました。これが赤ひげバンクです。

まずはご登録ください。老若男女を問いません。U・Iターン情報も含め随時情報を提供し、あなたの熱い心に私たちの志を届けます。ぜひ、ふるさと島根の地域医療をご支援ください。

赤ひげ先生って？

●山本周五郎の小説や黒澤監督の映画で有名。小石川養生所に働く医長の赤ひげ新出は貧困と病苦を野放しにする社会に怒りを持ちつつ、献身的に患者の治療にあたるというヒューマニズムの物語。そこから良医のイメージが生まれました●



お問い合わせは県庁医療対策課へ

TEL0852-22-5251 FAX0852-22-6040 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

ホームページ[島根の医療] <http://www.wah.pref.shimane.jp/med/>

島根県医療人材センター登録票
【本人記入用】

フリガナ 氏名		性別	男・女	満年齢	歳
職 種	1 医師 2 歯科医師 3 看護師 4 その他()				
現 住 所	〒 -				
電話番号等	自宅等 () - ファクシミリ () -				
医籍登録番号		電子メール			
現在勤務先等					
就職希望条件					
勤 務 等 形 態	1 常時勤務 2 非常時勤務 (勤務頻度 回/月・週程度) 3 勤務せず地域医療のアドバイザーとして登録 4 その他()				
勤 務 等 希 望 時 期	1 今すぐにも 2 ()年()月頃から 3 未定 4 その他()				
勤 務 希 望 地 (複数回答可)	1 松江圏域 2 雲南圏域 3 出雲圏域 4 大田圏域 5 浜田圏域 6 益田圏域 7 隠岐圏域 8 県内どの圏域でも可 9 未定 10 その他()				
希 望 勤 務 先 (複数回答可)	1 市部の病院 2 市部の診療所 3 郡部の病院 4 郡部の診療所 5 開業 6 行政 7 その他()				
専門診療科と 希望診療科					
希 望 給 与 額					
宿 舎					
その他要望等					
備 考					

選択項目があるものについては、該当項目に○を付けていただき、選択項目がないものについては、要望内容等をご記入ください。赤ひげバンクの登録についても、本様式をお願いします。なお、個人情報については厳重に管理いたします。

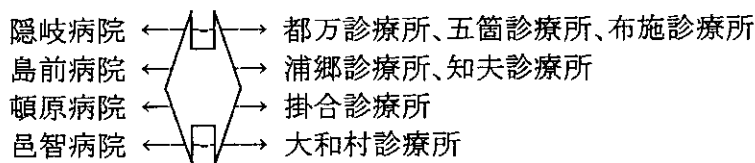
地域医療支援ブロック制について

2003.10.14 島根県医療対策課

1 地域医療支援ブロック制とは

へき地医療拠点病院と近隣の診療所との間で週 1,2 回、診療所医師が病院で勤務し、替わりに診療所では病院医師が専門診療を行うもので、学会や研修会出席時の代診を相互に行う医師相互交流システムともなる。この病診連携によって、一診療所で複数の診療が可能となり、相互の技術の向上、へき地勤務医師の心身負担を軽減することができる島根独自の制度。

【実施中】



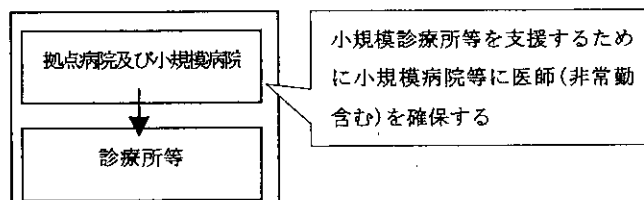
【今後の拡大予定】

平成 15 年度以降は益田圏域に拡大し、できるだけ多くの地域で実施することを目指す

2 新たな地域医療ブロック制の拡大

■小規模ブロック制

へき地医療拠点病院や小規模医療機関から周辺診療所に対して医師を派遣、支援する。



■専門診療科ブロック制

へき地に隣接した市部の専門診療科医師（眼科等）を登録して、へき地の診療所の専門診療を支援する。

平成 15 年度から浜田圏域で実施（浜田市内眼科医師⇒弥栄村診療所へ月 1 回）

* 専門診療科の施設整備費は既存補助制度あり（実施主体 1/4、県 1/4、国 1/2）

島根県におけるへき地医療支援の変遷

S55年7月	自治医科大学第1期生を隠岐病院に派遣
H4年8月	島根県へき地勤務医師確保協議会を設置
H5年4月	島根県立中央病院に地域医療科を組織化
H5年7月	島根県地域医療推進協会を設立
H7年4月	地域医療支援ブロック制度を開始
H8年10月	防災ヘリを利用した 島根県救急患者緊急搬送モデル事業を開始
H9年8月	島根県ドクター・バンク運営を開始
H10年4月	防災ヘリを利用した 本土側医療機関医師同乗による離島救急患者緊急搬送制度を本格的に開始（県版ドクターヘリ）
H11年9月	県及び隠岐7町村で 隠岐広域連合を設立
H11年11月	防災ヘリによる 離島輸血用血液緊急輸送制度を開始 防災ヘリによる 離島救急患者緊急搬送を拡充（精神保健指定医も同乗）
H11年11月	隠岐島遠隔医療支援システムを開始
H12年4月	島根県へき地代診医派遣制度を開始
H14年2月	防災ヘリによる 離島救急患者緊急搬送を拡充（海上保安庁や他県ヘリにも医師同乗）
H14年5月	緊急へき地等医療支援対策事業を開始
H14年6月	島根県へき地等医療支援会議、へき地等医療支援機構が発足
H15年3月	島根県へき地医療支援計画を策定

本土医師同乗による離島救急患者の緊急輸送体制について

2003年10月

1. 概要

離島からの救急患者の本土への緊急搬送の際に、かつては離島医療機関の医師が県防災ヘリコプター等に同乗していたが、この場合その医師が隠岐島に帰任するまでの間、医師が不足したり、一時的に医師が不在となって休診となる状況が生じていた。

島根県ではこの課題を解消するため、県防災ヘリコプター利用時に本土側医療機関（県立中央病院または松江赤十字病院）の医師が同乗する体制を整備している。県防災ヘリが利用できないときは、鳥取県防災ヘリ、第八管区美保基地、自衛隊美保基地に要請して実施している（自衛隊C1ジェット機にはドクターは同乗せず）。

2. 経緯

- H 8 年 10 月～ 隠岐島前地区において試行
- H 9 年 4 月～ 隠岐島後地区へも対象を拡大し、隠岐全域において試行
- H10 年 4 月～ 隠岐全域において本格実施
- H11 年 11 月～ 精神保健指定医も同乗
- H14 年 2 月～ 海上保安庁や他県のヘリにも医師同乗



【島根県防災ヘリ】

3. 費用負担

- 本土側医療機関医師を同乗させることに要する経費については、隠岐側医療機関の所在する町村の負担
- 本土側医療機関（県立中央病院及び松江赤十字病院）と隠岐側医療機関の所在する町村（西郷町、海士町、西ノ島町、知夫村）の間で、毎年度委託契約を締結

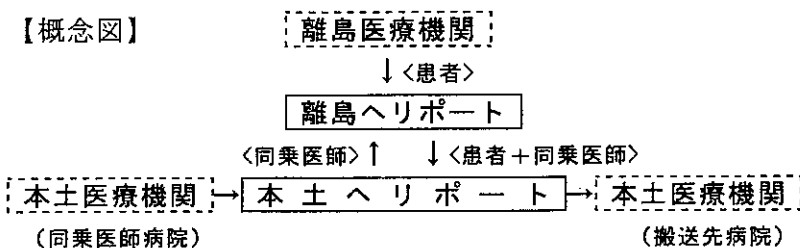
4. 搬送実績

		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
急患搬送件数		81(9)	88(15)	90(15)	61(19)	75(8)	91(25)	135(33)
内数	隠岐島から	78	84	86	58	62	76	124
	本土医師同乗分	19	52	58	31	46	45	101

注1 / 搬送件数には、患者死亡等による途中帰投を含まない。

注2 / ()内は県防災ヘリ以外の他機関への要請件数で内数である。

【概念図】



【自衛隊美保基地/C1ジェット】

<離島消防本部> ⇄ 【防災航空隊】 ⇄ <本土消防本部> 【海上保安部】 【自衛隊】